



曾我事務所ニュース

セーフティネット労災保険の落とし穴

① **設備工事職人が8メートルの天井から落下し死亡。**ところがこの方は一人親方であったために、労働者ではないとして、労災保険の給付はありませんでした。さらに、一人親方のための労災保険特別加入もしていませんでした。8人いた一人親方のうち、この方だけが労災保険の特別加入をしていなかったため、業務災害にもかかわらず保険を使うことができなかつたのです。その現場では一人親方が労災保険の特別加入をしているかのチェックを厳しくしていたにもかかわらず、その方だけ漏れてしまっていました。一人親方を現場に入れるなら必ず、加入証を確認すべきでした。

② **建築一式工事の会社で、事務所があるのに労災保険は建設業（現場用）だけ、事務所用労災には加入していませんでした。**これまで事務は社長の奥さんだけで行っており、10年間何事もなかったのですが、最近雇用したパートの事務員が銀行に行く際歩道の段差につまづき、思いきり顔を打ち付ける大けがをしました。事務仕事からの事故ですから建設現場用の労災はむろん、土建健保も健康保険も使えません。しかし、事務所用の労災は未加入。仕方なく、さかのぼって事務所労災を適用し、給付を受けました。もし、これに**健康保険を使ってしまうと結果として労災隠しとなってしまいます。**事務所労災は保険料もわずかです。料率は千分の3、つまり給料を1000万円支払っても保険料は3万円です。そして、今回は事務員を雇ったのは1年以内であったので費用負担はありませんでした。**未加入で1年以上が経過すると、手続きを怠ったとして、給付された労災の一部が事業主負担として徴収されてしまいますので、注意が必要です。**

③ **建設会社が副業でラーメン店を経営。従業員が火傷で負傷、建設業では労災保険を加入するもお店は未加入。**この場合は労災保険未加入中の事故として扱われますが、さかのぼって加入しても、お店の開業後1年以上たってしまうと、②と同様に労災給付の費用の一部が、事業主から徴収されてしまいます。

④ **病院で院長先生が階段を踏み外し大けが。業務災害のため健康保険は使用できず、理事長であるため労働者でないみなされ労災保険も使用できず。**院長先生は労災保険の中小企業主の特別加入をしたかったのですが、従業員が100人を超えていたため加入できませんでした。**このようなところは民間の保険も検討すべきです。**従業員50人以下では労災保険の特別加入ができ、建設業などでは300人以下でも特別加入ができます。経営と健康を守るためにも労災保険の特別加入をしていただきたいと思います。

特別加入をするには厚生労働省認可の労働保険事務組合に加入しなければなりません。

わたくしは労働保険事務組合連合会の千葉県会長の会長をしていますので、ぜひお気軽にご相談ください。

男性の育休推進を 妊産婦の死亡原因トップはメンタルによる自殺

政府も男性の育休を本気で考えるようになりました。日本生産性本部の調査でも、**新卒男性の8割が育休を取りたいと希望**しています。いまや必ずしも妊産婦が実家で過ごす時代ではありません。マンションで赤ちゃんが大声で泣き叫び、近隣に迷惑でないかと気にする妻。このまま赤ちゃんを抱えて飛び降りてしまおうかという衝動にかられる。それでもやっと泣き止んでくれ、静かに眠ってくれた。そこに何も知らない、残業で疲れた「ノー天気な顔をした夫が帰ってくる」と妻の怒りが一気に爆発。このような時代遅れの事態をなくすことは喫緊の課題です。

日本全国で出生数がとうとう80万人を割りこむ事態が目前となりました。原因は育児を支える社会の体制がないことです。男性の育休が進んでいる国・企業ほど生産性が高いです。企業には、4月より男性に育休についての意向を確認することが義務付けられることをはじめ、育休を取りやすくするための法改正が進みました。「男が育休なんて」などとせず、育休を前向きにとらえていただきたいと思います。育児介護休業法について、ご不明の点はお気軽にご相談ください。

〒262-0033

千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702

TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758

E-mail: soga@sogaoffice.jp(曾我宛)

: srsogat@sogaoffice.jp(事務所宛)

公式HP: <http://www.sogaoffice.jp>

緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



【YouTubeチャンネル運営中】



社会保険労務士
行政書士

曾我 浩

6月は「全国安全週間のための準備月間」です！



✿安全は 急がず焦らず 怠らず✿

(令和4年度スローガン/厚生労働省発表)



6月は、全国安全週間（7/1～7/7）のための準備期間です。安全週間は、労災防止の推進を図り、安全に対する意識を高め、職場の安全の向上に取り組む期間です。昭和3年に始まって以来、戦争中も一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。7月は1年で最も労災の多い月です。この機会に労災防止活動の大切さを再確認し、積極的に対策に取り組みましょう！

～今一度、再確認しましょう～

△事業主には労災の防止・補償・報告義務があります△

・労災を防止するため、法律に基づく安全衛生管理責任を果たさなければなりません。違反がある場合、労災事故発生の有無にかかわらず、刑事責任に問われる場合があります。
・事故が発生した場合、法による補償責任を負わねばなりません。しかし、労災保険に加入していれば保険による給付が行われるので、事業主は補償責任を免れます。（※ただし、労災休業1～3日目の保証は保険給付とならないため、平均賃金の60%を事業主から直接、労働者へ支払う必要があります）

「労災かくし」は犯罪です！（厚生労働省より）

～労働者死傷病報告書の提出を～

労災等により労働者が被災した場合には、遅滞なく「労働者死傷病報告書」を労働基準監督署長に提出しなければなりません。報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合には刑事責任に問われてしまいます。休業4日以上については必ず私傷病報告書を提出しましょう。

ヒヤリ・ハット

～一つの事故の裏には何百もの危険が潜んでいます～

1件の大きな事故・災害の裏には、29件の軽微な事案、そして300件のヒヤリ・ハット（事故には至らなかったもののヒヤリとした、ハットとした事例）があるとされます（ハインリヒの法則）。些細なことだと思っても、取り返しのつかない事態になってしまう可能性があるのです。

日々、こまめな点検や見直しなどを行っていますか？

重大事故を防ぐためには、事業主はもちろん従業員ひとりひとりが安全に対する意識を持ち、適切な作業を行うことが肝心です。万が一、事故につながるようなヒヤリ・ハット事例があれば、その段階できっちり対処をしていくことが必要です。

～「自分たちは大丈夫」という油断が、重大インシデントに～

※知床観光船沈没事故（令和4年4月）

（ずさんな運営・壊れた船体を使用・・・乗客乗員26名が死亡・行方不明）

※新潟県製菓工場火災事故（令和4年2月）

（小さな火災の常態化から、工場の全焼・・・逃げ遅れた従業員6名が死亡）



防げたはずの事故で、会社、従業員、はては顧客にまで被害が及んでしまうことほど悲しいことはありません。ひとたび大きな事故になってしまえば、被る損害は計り知れないものです。健全で持続的な事業運営のため、この安全週間をきっかけにより一層の対策を心がけていきましょう。



◆事業主の皆様へ

賞与のお支払いがあった場合、「賞与支払届」を提出する必要があります。